

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

- 本市は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、相模湾に流れ込む鮎沢川水系の河川と、駿河湾に流れ込む黄瀬川水系の河川がある。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一拳に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増している。
- 上記が本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項

本市の河川は、現在、浸水想定河川に指定されていないが、指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域（洪水、雨水出水）ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

以上により定めた要配慮者利用施設について以下の事項を定めるものとする。

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- 地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第2節 道路・橋りょう災害防除計画

市内の市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早

急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第3節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

- 本市は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が多数存在している。
- 土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

- 土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

- 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生した風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

- 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

5 土砂災害警戒情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 市は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

6 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> 市等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
市防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u>であって、<u>急傾斜地の崩壊等</u>が発生するおそれがある場合における当該<u>要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地 救助に関する事項 ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、<u>要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
<u>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>市地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</u> <u>また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> <u>市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u> <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</u>

住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

1.土石流

指定日：平成25年3月29日

番号	区域名	危険箇所番号	区名等	指定避難所	要配慮者利用施設	
1	唐沢川	215-I-006	東山	YMCA東山荘	なし	
2	地藏川	215-II-008				
3	小相川	215-II-015				
4	二の岡川	215-I-002	二の岡	二の岡地区コミュニティ併用施設		
5	押出川右支川	215-II-001				
6	子之神川	215-I-003				
7	寒沢川	215-II-009				
8	諸久保沢A	215-I-004				
9	諸久保沢B	215-I-005	沼田	竈幼稚園		
10	姥子沢	215-I-007				
11	金時沢川	215-II-010				
12	笹塚沢	215-II-002				
13	ツビ沢	215-II-003				
14	オギクボ沢	215-II-004				
15	タガクボ沢	215-III-001				
16	南沢	215-III-002	二子	富士岡小学校		
17	道添沢	215-III-003				
18	かじか沢	215-II-005				
19	二子沢A	215-II-011				
20	二子沢B	215-III-005		富岳の郷（駐車場のみ）		
21	姐沢	215-III-004	高内	神山小学校		なし
22	高内川A	215-I-001				
23	高内川B	215-I-001-2				
24	高内川C	215-I-001-3				
25	高内川右支川A	215-II-006	尾尻	神山小学校		
26	高内川右支川B	215-II-014				
27	北沢川	215-II-007	その他	神山小学校 富士岡中学校		
28	八ヶ窪沢	215-II-013				
29	大藪沢	215-II-012				
30	大坂沢	215-III-006				

2.急傾斜地

番号	区域名	危険箇所番号	区名等	指定避難所	要配慮者利用施設
1	中山字中村	103-I-0688	中山下	富士岡中学校	なし
2	大坂字川向	103-I-0689	大坂	富士岡中学校	
3	二子	103-I-3367	その他	富士岡小学校	

4	深沢A	103-Ⅱ-0495	YMCA東山荘
5	深沢B	103-Ⅱ-0496	
6	深沢C	103-Ⅲ-0118	居住者なし
7	上柴怒田	103-Ⅱ-0494	

想定される土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災会本部を設置する区のコミセン等(一次避難所)への避難を優先する。災害の規模が大きく、多くの避難者が予想される場合には、上記の市指定避難所を開設する。

共通事項

- 一時避難所及び避難経路については「御殿場市防災マップ」に記載
- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達については、静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページ等から情報を把握する他、「共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第4節通信情報計画」により実施する。
- 土砂災害に係る避難訓練については、土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った訓練を実施する。
- 要配慮者施設への情報の伝達は避難勧告の発表の前に、避難準備が必要な旨を連絡する。
- 救助に関する事項については、「共通対策の巻 第2章災害予防計画 第13節救助救急活動に関する計画」による。

7 その他のソフト対策

区 分	内 容
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・市と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第4節 治山災害防除計画

1 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

2 山地災害危険地対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第5節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第6節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。

2 農地保全事業

- この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。
- これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

3 湖岸堤防補強事業

- 湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、背後地の農地、公共施設を保全している。